

お知らせ

・市政功労表彰の受賞について

乙川中部土地区画整理審議会委員および乙川中部土地区画整理評価員を長年務められた方々が、昨年10月1日に市政功労表彰（地方自治進展への貢献）を初めて受賞されました。長年のご貢献に改めて感謝しますとともに、今後のますますのご活躍をお祈りいたします。

お願い

・仮換地の管理について

使用収益開始した仮換地の管理は、土地所有者の方にいただいておりますが、雑草等が繁茂し道路や隣地にはみ出すなどして、交通安全、防災、環境保全などの面で問題になっている場合がありますので、適切な土地管理をお願いします。なお、ご自身で雑草等の除去が難しい方は、有償にてシルバー人材センター（0569）22-8736 に依頼することもできますので、お問い合わせください。

・建築行為等の制限について

半田乙川中部土地区画整理事業の施行地区内で建築行為等をする場合は、土地区画整理法第76条の規定に基づき許可が必要となりますので、必ず土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書※¹を提出し、許可を受けてから行うようお願いします。

・仮換地及び敷地地番該当証明書の発行について

半田乙川中部土地区画整理事業を施行している間は、施行地区内の土地に関する証明書として、登記簿とは別に、仮換地及び敷地地番該当証明書を発行しています。この証明書の発行を権利者以外の方が申請する場合には、権利者の方の署名、押印がされた委任状※²を添付していただきますようお願いいたします。

・宅地（土地）の所有権等の変動の届出について

売買、相続などにより半田乙川中部土地区画整理事業の施行地区内の宅地（土地）の所有権及び所有権以外の権利並びに建築物に関する権利に異動があった時には、必ず登記を行うとともに、すみやかに届出をしてください。届出がされないと、仮換地及び敷地地番該当証明書等を発行できないなど、権利者の方にとって支障となることがあります。異動があったときには必ず、所有権移転届出書※³の提出をお願いいたします。

上記の申請書・届出書の提出先や証明書の発行は建設部市街地整備課が窓口となりますので、お間違えのないようお願いいたします。

（※1～3の様式は市街地整備課ホームページにも掲載していますのでご利用ください。）

◆このニュースはみなさんと街づくりを検討する資料です。大切に保管してください。◆

●お問い合わせ・ご意見は下記まで●

市街地整備事務所

TEL(0569)22-9302 / FAX(0569)22-8561

半田市建設部市街地整備課

E-mail : shigai@city.handa.lg.jp

URL : <http://www.city.handa.lg.jp/contents/30040000.html>

乙川中部

自然が生きて住みたくなる街

街づくり



平成25年度に仮踏切の工事着工を予定している周辺